

新潟県条例第17号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(新潟市が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7) (略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～ウ (略) エ <u>法第6条の3第8項</u> の規定による命令 オ (略) (9)～(22) (略)	(新潟市が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務（新潟市の区域に係るものに限る。）は、新潟市が処理することとする。 (1)～(7) (略) (8) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～ウ (略) エ <u>法第6条の3第6項</u> の規定による命令 オ (略) (9)～(22) (略)

(新潟県国民健康保険法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前			
(組織) 第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。 (1)～(3) (略) (4) 被用者保険等保険者（ <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項</u> に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人 2 (略) 附 則 1 (略)	(組織) 第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。 (1)～(3) (略) (4) 被用者保険等保険者（ <u>法附則第10条第1項</u> に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人 2 (略) 附 則 1 (略) <u>(経過措置)</u> 2 <u>法附則第7条第1項</u> に規定する退職被保険者等が県内に住所を有する場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
	<table border="1"> <tr> <td>第11条</td> <td>同条第4項第1号</td> <td>算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第</td> </tr> </table>	第11条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第
第11条	同条第4項第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第		

2 (略)	第12条	同条第5項 第1号	4項第1号 算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第5項第1号
		同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
	第13条	同条第6項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第9条第6項第1号
	第16条	同条第3項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第3項第1号
		同項第2号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される同項第2号
	第17条	同条第4項 第1号	算定政令附則第4条の規定により読み替えて適用される算定政令第10条第4項第1号
3 (略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。